

東京大学さつき会奨学生募集要項(2026年4月入学予定者対象)

1 趣旨

東京大学基金に設置された「さつき会奨学金基金」を原資として、本学に入学を志望する優れた女子生徒等であって、経済的な理由により修学困難な者を対象として奨学生の選考を行い、本学への入学後に奨学金を支給することを目的とします。

※ 東京大学さつき会

1961（昭和36）年に、本学卒業生有志の呼びかけで設立された任意加入の同窓会で、東京大学に在学したことのある女性及び女子在学生により構成されている。

2 申請者の資格

一般入試・学校推薦型入試出願予定者で、次の項目全てに該当する女子生徒等とします。

- (1) 日本の高等学校又は中等教育学校を卒業又は卒業見込みの者、高等専門学校第3学年を修了した者又は修了見込みの者
- (2) 2026年4月に本学学部1年生に入学予定の者で、本学に強く入学を志望する者
- (3) 本学入学後に自宅外から通学せざるをえない者であること（自宅から大学までの通学時間が有料特急を利用しない場合に、徒歩を除いて1時間30分以上）。
- (4) 成績・人物とも優秀（調査書の学習成績概評がA以上）で、大学進学において経済的支援が必要と認められる者
- (5) 卒業（見込み）の高等学校長等（以下「学校長」という。）が推薦する者
- (6) 入学後にさつき会が行う面談（年に1回を予定）に出席でき、さつき会の活動に積極的に参加できる者

3 採用予定者数

約30人

4 支給額

月額5万円（年額60万円）

また、入学時には入学支援金として30万円を加えて支給します。

※ 返還の義務はありません。

5 支給期間

学士課程における標準修業年限の期間。

また、学士課程卒業後、続けて本学修士課程（専門職学位課程を含む。）に進学する場合には、当該課程の標準修業年限の期間は支給を継続します。

6 申請方法

- (1) 申請期間 2025年10月31日（金）～2025年11月14日（金）（必着）

※ 各学校長経由での提出となるので、在籍する（在籍した）高等学校等の指定する手順に従って手続を行ってください。個人からの申請は一切受け付けません。

(2) 申請方法

学校長は、以下の申請書類を、東京大学本部奨学厚生課奨学チーム宛に郵送してください。封筒表面に「さつき会奨学金申請書在中」と朱書し、特定記録等の記録郵便で郵送してください。

(3) 提出先

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学 本部奨学厚生課奨学チーム 宛

7 申請書類

次表の申請書類を全て提出してください。

※ 各様式は次の本学ウェブサイトからダウンロードしてください。

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_12.html

申請書類	留意事項	
東京大学さつき会奨学金申請書（様式1）	必要事項を記入してください。	
調査書（※）	* 文部科学省の定めた様式により、出身学校長が作成したもの。 * 1学年から申請時の直近までについて作成してください。	
作文（様式2）（※） ・400字詰原稿用紙は市販のもの等（サイズ任意）でも構いません。ただし、申請者氏名と選択したテーマは必ず記入してください。	次の3つのテーマの中から一つを選んで、あなた自身の経験を踏まえて具体的に述べてください。 ①これから大学で何を学び、社会にどう活かしたいか。 ②これまで困難に直面したとき、それをどう克服したのか。 ③高校時代に真剣に取り組んで得たもの。 *400字詰原稿用紙 3～5枚以内。 *申請者の直筆によること。	
ご担当者連絡先（様式3）	必要事項を記入してください。	
収入等に関する証明書 ・生計維持者（父母又は父母に代わって家計を支えている者）について提出してください。	給与所得者（確定申告を行っていない者）	最新の所得証明書（市町村発行）又は源泉徴収票（2024年分）（写） ※2024年1月以降に就職・転職した場合、年収見込証明書（様式4-1）も提出
	給与所得以外の所得者（確定申告を行った者）	最新の所得証明書（市町村発行）又は確定申告書（2024年分第1表・第2表（写））
	年金（老齢・厚生・遺族・障害等）を受給し	最新の年金振込通知書（写）又は最新の年金額

ている場合	改定通知書（写）
失業中で雇用保険を受給している場合	雇用保険受給資格者証（写）
生活保護の認定を受けている場合	保護料決定（変更）通知（写）
児童手当等、各種福祉関係（含む扶養、障害、老人）を受給している場合	児童手当については児童手当支払通知書（写）、その他は受給金額がわかる書類（写）
無職・無収入の場合 ※就学者・父母の扶養親族となっている家族は必要ありません。	無職・無収入申立書（様式4-2）及び最新の所得証明書 所得証明書に所得の記載がある場合は、退職証明書等、その収入が現在ないことがわかる書類
高校生以上の就学者がいる世帯 ※申請者本人、小・中学生は除く。	最新の在学証明書 ※（写）でも可
障害者のいる世帯	身体障害者手帳（写）、公害医療手帳（写）、精神障害者保険福祉手帳（写）、原爆手帳（写）
長期療養者のいる世帯 ※申請時より6か月以上前から継続的に治療を行っており、今後も引き続き治療が必要な傷病となります。	・長期療養にかかる医療費控除金額内訳書（様式4-3） ・医師の診断書 ・領収書貼付台帳（医療費の領収書等（写）を貼付したもの）（様式4-5）
主たる生計維持者が別居している世帯 ※勤務先の都合による場合のみ適用となります。	・生計維持者別居（単身赴任等）にかかる経費控除金額申立書（様式4-4） ・領収書貼付台帳（家賃等の領収書等（写）を貼付したもの）（様式4-5）

	震災、風水害、火災その他の災害又は盗難の被害を受けた世帯 ※保険・損害保険等によって補てんされた金額は対象とはなりません。	・罹（被）災証明書 ・罹（被）災額証明等の被害金額がわかるもの（写）
--	--	---------------------------------------

※ 過去において、本奨学金に申請し採用候補者となった後、本学に入学しなかった者が改めて申請を希望する場合は、「調査書」及び「作文」について、本学から送付された採用候補者決定通知の写しの提出をもって代えることができます。

8 採用候補者の結果通知

2026年1月中旬までに学校長あてに審査結果を通知します。

なお、採用候補者の決定は、本学の一般入試・推薦入試の合格を保証するものではありません。

また、採用候補者に選考された者は、本学入学後に奨学生採用手続をとることにより、正式に採用が決定します。

9 その他

- (1) 提出された申請書、調査書等は、一切返却しません。
- (2) 申請書、調査書等に記載されている個人情報、本奨学金業務に限定し利用するものであり、その他の目的に使用することは一切ありません。
- (3) 他の奨学金と併用することができます。